

首相と閣僚らの靖国神社春季例大祭での真榊奉納、参拝に抗議する

内閣総理大臣 高市早苗様
経済財政担当大臣 城内実様
厚生労働大臣 上野賢一郎様
国家公安委員長 赤間二郎様
衆議院議長 森英介様
参議院議長 関口昌一様

この度、あなたとあなたの内閣の閣僚たち、さらには衆参両議長が、靖国神社春季例大祭において、真榊奉納及び参拝を行った。高市首相は4月21日に「内閣総理大臣」の肩書で真榊を奉納し、同日閣僚の中では上野賢一郎厚生労働大臣と赤間二郎国家公安委員長、城内実経済財政らが真榊を奉納した。なお城内実経済財政担当大臣は、翌22日には参拝も行った。さらに、森英介衆議院議長、関口昌一参議院議長も真榊を奉納している。

このように、首相及び閣僚らが、政府を代表する公的な肩書をもって繰り返し靖国神社に真榊奉納及び参拝をすることは、日本国政府と一宗教法人である靖国神社とが特別な関係にあることを宣伝することである。それは、日本国憲法第20条3項の「政教分離原則」への明確な違反であり、国権の長である衆議院議長、参議院議長の真榊奉納も同様である。

たとえ真榊の奉納料を、私費で支出したとしても、「私的参拝である」という言い訳は通用しない。公的な立場を背景に報道がなされること自体、明らかに「公的」な性格であることを示している。特に戦前・戦中の「国家神道体制」において、学校教育などにより全国民に対して一律に靖国神社の思想を教え、信じない自由を認めず、ことさらにその思想を強要した歴史を踏まえて、そうしたことを防止するために定められたのが「政教分離原則」である。かつて国家神道の中心的存在であった靖国神社に、首相及び閣僚たち、さらに国権の長である衆議院議長や参議院議長が真榊奉納や参拝を行うこと自体、明らかなる「政教分離原則」違反であると共に、「憲法尊重擁護義務」を無視した違憲行為そのものである。

政府は、軍事費を拡大し、専守防衛を撤回して米軍と一体化した自衛隊の軍事行動など、戦争に向かう異常事態を作り上げている。そして、そうしたことで起こるであろう新たな戦死者を生み出すことへの対処準備として、首相や閣僚らが靖国神社への真榊奉納及び参拝を意図的に繰り返して行っているのではないかと危惧する。

すべての国会議員は、憲法の定める「政教分離原則」を厳格に遵守する義務を負っている。首相及び閣僚、衆参両議長が、一宗教法人である靖国神社の春季例大祭に真榊を奉納し、参拝を行うことに対して厳重に抗議する。今後、憲法第20条3項に定める「政教分離原則」の規定、及び第89条の「公金の支出の禁止」規定を厳格に遵守し、靖国神社だけでなく、伊勢神宮においても同様の奉納や参拝を行わないよう強く求めるものである。

2026年5月30日

〒336-0017 さいたま市南区南浦和 1-2-4
日本バプテスト連盟靖国神社問題特別委員会
委員長 大島博幸